

大阪府立大学副学長等の活動点検・評価方針

2020年11月17日策定
教育研究審議会

第1 趣旨

この基本方針は、大阪府立大学における、副学長、学域長、研究科長、機構長及び学長補佐（以下、「副学長等」という。）の活動の点検・評価（以下、「副学長等の活動点検・評価」という。）の実施に関する基本的事項等について定める。なお、副学長等が教員個人として実施する教員活動点検・評価にかかる基本的事項等は、大阪府立大学教員活動点検・評価方針において別途定める。

第2 目的

副学長等の活動について、点検・評価を行うことによって、大学運営の改善を図り、教育・研究・社会貢献活動の更なる向上に資することを目的とする。

第3 点検・評価の対象者

副学長等の活動点検・評価の対象者は、大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校の組織に関する規程第4条第1項に定める副学長、第5条1項に定める学域長、第6条1項に定める研究科長、第8条第1項に定める高等教育推進機構長及び第9条第1項に定める研究推進機構長並びに大阪府立大学学長補佐及び学長特別補佐の任命及び任期等に関する規程第2条に定める学長補佐とする。

第4 点検・評価者

副学長等の活動点検・評価の評価者は、学長とする。

第5 点検・評価の期間

副学長等の活動点検・評価は当該職の任期における活動実績を対象として実施し、毎年度点検・評価を実施する。

第6 点検・評価の方法

副学長等の活動点検・評価の具体的な実施方法については、学長が別に定める。

第7 点検・評価の結果

副学長等の点検・評価結果は、副学長等の諸活動並びに大学運営の改善及び向上に活用する。

第8 点検・評価理由

副学長等の活動点検・評価結果について、副学長等は説明を求めることができる。

第9 評価結果の公表

副学長等の活動点検・評価結果については、全体の評価結果を公表する。

附 則

この基本方針は、2020年11月17日より施行する。